

いじめ防止基本方針

摂津市立鳥飼小学校

令和7年4月版

【学校の教育目標】

「豊かな心と智慧ある子どもの育成」

【基本理念】

いじめは、児童の心身に深く傷をつける重大な人権侵害事象である。本校では、すべての児童の人権を尊重し、安心できる居場所となりうる学校をつくるため、いじめをさせない、いじめを許さないという強い認識に全教職員が立ち、同じ姿勢で児童への指導にあたる。

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生することを充分認識し、学校は家庭や地域と連携して全力で実態把握に努める。

児童一人ひとりの小さな変化を見逃さず、悩みやとまどいに寄り添いながら、学校組織として早期かつ迅速な対応に努める。

いじめを認知した時には、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行うとともに、教職員が児童を傷つけ、いじめを助長することがないように十分留意し、いじめられている児童（生徒）の立場に立って組織的な支援を行う。

【いじめの定義】

「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」（いじめ防止対策推進法 第二条）

【いじめの防止等のための基本的な事項】

いじめ防止対策推進法 第八条で定められた「学校及び教職員の責務」を踏まえ、本校では、いじめを防止するため、以下のように取り組む。

1. 基本的な取り組み

（1）いじめの未然防止のために

- ① 人権教育の推進
- ② 絆づくり、居場所づくり、集団づくりの取り組みの推進
- ③ わかる授業づくり
- ④ 規範意識の醸成（道徳教育の推進 あしへそはいじゅていむ）
- ⑤ 児童会の活性化、体験活動の充実
- ⑥ 大阪府教育委員会作成の「いじめ対応マニュアル」や「いじめ対応プログラム I・II」等の活用や体罰防止などの内容を含めた校内研修の充実
- ⑦ インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策・児童への情報モラル教育の充実や保護者への啓発の充実
- ⑧ 学校便りやホームページなどを通じたいじめに関する相談体制等についての啓発活動

(2) いじめの早期発見と迅速な対応のために

① いじめ調査等の実施

- ・児童対象 意識調査（4月 7月 12月 3月）
- ・なんでも相談箱の設置（多目的室前に設置 SCによるアナウンス）
※SCによる、確認。
- ・学級懇談会、学年懇談会

② いじめ相談体制の充実

- ・スクールカウンセラーの活用

③ 情報集約の工夫と窓口の明確化

- ・職員会議前に行う児童交流および、SS会議（SC,SSW参加）の実施。
- ・いじめ問題行動不登校虐待対策委員会（IMFG委員会 ※）が情報を集約。
ケース会議等で対応方針を決定。
月2回のペースで運営。

※以降 IMFG 委員会

2. いじめ防止等に関する取り組み

(1) いじめ防止学級の荒れ等の対策のための組織「いじめ対策委員会」の設置

（いじめ対策委員会は、IMFG委員会に包括されるものとする。）

<活動>

- ① いじめ防止に関すること
- ② いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、SC、SSWとの連携）
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること
- ④ いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること

<開催>

毎月 第1火曜 第3火曜 （第5火曜があれば開催）

(2) いじめに対する対処

- ① いじめの発見や通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、すみやかに管理職に報告する。「IMFG委員会」で情報共有し、いじめの有無を確認し、対応方針を決定する。事実確認の結果は家庭訪問等により、できるだけ早く被害・加害児童の保護者に伝える。あわせて市教育委員会に報告する。
- ② いじめと疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止める。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から関わりを持つ。その際、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ③ いじめの加害児童には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。その際は、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置く。
- ④ いじめの被害児童・保護者には、学校は被害者側に立ち、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除く。また、被害児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ⑤ いじめを見ていた児童に対しても自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級や学年全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるよう指導する。
- ⑥ スマホ等による、インターネットを介したトラブルが多く、いじめ防止の観点からも、学校

はスマホの所持を推奨していないことを保護者に伝える。（摂津市では、持ち込みは原則禁止。）

同時に、メディアリテラシーに関する教育は、総合的な学習の時間などで行っていく。

- ⑦ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び摂津警察署等と連携して対処し、再発防止の対処を行う。

3. 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席していることが、いじめに起因するという疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生したときは、その旨教育委員会を通じ、市長へ報告する。
- ② 教育委員会（いじめ問題対策委員会）による調査に協力する。

「いじめ」事案への対応（摂津市いじめ防止基本方針より）（参考資料）

◎ 早期発見に向けて

- ・児童生徒の発するサインを鋭くキャッチする
- ・アンケート、一人ぼっちの子調査などを活用し情報を収集する。
- ・児童生徒との人間関係を深め、児童生徒の立場に立って相談に応じる
- ・被害児童生徒や保護者の痛みを共感する
- ・いじめは人権侵害であるという視点を持つ
- ・被害者にも原因があるという見方は厳禁
- ・いじめの背景にも目を向ける

教師による発見

本人や保護者の訴え・相談

他の児童生徒の訴え・相談

「いじめ」の認知

◎ 特別支援委員会（いじめ対策委員会）による事実関係の把握

- ・関係者からの聴き取り（役割分担し複数対応で行う）

教員・保護者・加害児童生徒に対して
被害児童生徒には状況に応じた対応を行う
情報の整理のため時系列メモを作成する

- ① 被害の態様（暴力、言葉等）
- ② 被害の状況（時、場所、人数等）
- ③ 集団の構造（被害・加害・傍観）
- ④ いじめの動機・背景
- ⑤ 被害児童生徒の状況
- ⑥ 加害児童生徒の状況
- ⑦ 他の問題行動

- ・児童生徒に対する質問紙票（アンケート等）を使った調査
- ・確認できた事実関係からいじめ事象の見立て（アセスメント）を行い、指導方針（プランニング）や指導体制を決定

◎ 学校全体での対応

- ・被害側、加害側の保護者に対し、事実関係や指導方針等について早期に説明する
- ・被害児童生徒への援助・ケアを行う

心理的事実を受け止める
具体的援助法を示し、安心感を持たせる
良い点を認め、自信を与える
人間関係の構築
自己理解を深める

- ・加害児童生徒への指導を行う

事実関係、背景、理由等の確認
不満、不安等の訴えを十分聴く
被害者のつらさに気づかせる
課題を克服するための援助を行う
役割体験などを通して所属感を高める

- ・まわりの児童生徒への指導を行う

「傍観者」や「観衆」的な立場の児童生徒への指導
学級や学年全体に対する指導

- ・加害児童、被害児童ともに、居場所を確保できるようにする。

◎ 事後の対応

- ・引き続き、被害児童生徒のへの援助・ケアや見守り活動を学校全体で行う。
- ・今後のいじめ再発防止のため、いじめ対策を継続する。
- ・1週間 1ヵ月 1ヵ月をめぐりに、被害児童・保護者にその後の様子を確認する。

平成29年9月策定
平成30年9月修正
令和2年9月修正
令和3年5月修正
令和4年4月修正
令和5年5月修正
令和6年4月修正
令和7年4月修正